

構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針

平成 17 年 10 月 21 日

構造改革特別区域推進本部

「平成 17 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成 17 年 1 月 21 日閣議決定）において、「構造改革特区については、今後とも規制改革の突破口としての役割を果たしていくが、これまでの特区提案のうち実現しなかったものについての総点検の結果を踏まえ、更なる充実に向けた方策を実施する」とされている。

これを踏まえ、平成 17 年 3 月 31 日に構造改革特別区域推進本部長決定を行い、「今後の構造改革特区の推進に当たっては、これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から重点的に検討する項目を選定し、その実現を図っていくため、特区において講じられた規制の特例措置の評価の経験を踏まえ、有識者として構造改革特別区域推進本部評価委員会の委員を参集し、意見の開陳を求めることとし、このために構造改革特区に関する有識者会議を開催する」こととした。

有識者会議は、こうした設置の趣旨を踏まえ、第 1 次提案から第 6 次提案までのうち対応不可の判断を示された提案の中から社会的・経済的に意味があるものを選定し、「構造改革特区に関する有識者会議意見」をとりまとめ、9 月 30 日に本部長に提出した。

本部は、有識者会議の意見を踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

検討の結果、新たに特区において講じることが時期、内容ともに明確な規制の特例措置は、別表 1 のとおりである。

規制所管省庁は、別表 1 に掲げられた規制の特例措置を講じるに当たって、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

2 . 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

3 . 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項

検討の結果、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項は、別表3のとおりである。

別表3に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、規制所管省庁は進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとする。

別表1 構造改革特区において実施することができる特例措置

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 結論 | 所管省庁 |
|----|-------------------------|--|--|------|
| 1 | 「企業内転勤」に関する在留資格の要件緩和 | 出入国管理及び難民認定法別表第1 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 | <p>企業内転勤の在留資格については、対象施設を地方公共団体等が提供する場合だけでなく、地方公共団体が賃貸借する場合や、地方公共団体が助成の対象として指定する場合などにおいても、認めることを検討する。その際、それぞれの場合において、事業拠点の確実な確保を担保する観点等から、対象施設が存在すること、地方公共団体の一定の関与が必要であること等の条件を付した上で、企業内転勤の在留資格の決定が可能となるよう17年度中に措置を講ずる。</p> <p>【平成17年度中に措置】</p> | 法務省 |
| 2 | 一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通と利用の特例 | 厚生省生活衛生局水道環境部長通知(平成10年3月26日生衛発第508号)「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用実施の促進について」等 | <p>一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通については、地方自治法に基づく事務の委託により実施可能であることを確認した。</p> <p>また、現状において一般廃棄物溶融スラグが埋め戻し材として用いられているのと同程度の利用について、これまでの一般廃棄物溶融スラグの利用実績及び利用が想定されている地域の地中空間の状況等を踏まえ、市町村が自ら発注する公共建設工事における一般廃棄物溶融スラグの地中空間の充填材としての利用について平成17年度中に措置する。その際、充填材として利用する場合の具体的な条件・基準は、年内を目途に決定する。また、年度内を目途に溶融スラグのJIS化が検討されていることを踏まえ、当該JIS基準に適合する一般廃棄物溶融スラグの活用を基本とする。</p> <p>【平成17年度中に措置】</p> | 環境省 |

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 結論 | 所管省庁 |
|----|----------------------|--|---|-------|
| 1 | 県議会議員の複数常任委員会への所属 | 地方自治法第109条第2項 | 第28次地方制度調査会における審議及び答申を踏まえ、地方議会の活性化を図るため、地方議会のあり方を体系的に整理する一環として検討し、平成17年度中に措置する。 【平成17年度中に措置】 | 総務省 |
| 2 | 公金のクレジットカードによる納付の容認 | 地方自治法第231条及び同法施行令第154条 | 住民の便益を図るため、提案の実現に向けて法制的及び技術的な諸課題について検討し、平成17年度中に措置する。 【平成17年度中に措置】 | 総務省 |
| 3 | 外国人に対する「教授」在留資格の期間延長 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則 第3条、別表第2 | 「教授」資格により在留し、大学等において研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授の在留期間を(最長)3年から5年に延長することとし、平成17年度中に措置する。 【平成17年度中に措置】 | 法務省 |
| 4 | 医療関係業務の労働者派遣の容認 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条 | 病院・診療所等への医療関係職種の派遣に関し、以下の事項について労働政策審議会における審議を行い、平成17年度中に結論を得て、その結論に従い速やかに措置する。 すべての医療関係職種(労働者派遣法施行令において病院・診療所等への労働者派遣が禁じられている業務を行う職種をいう。)について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り、医療関係職種の派遣を認める。 へき地や離島等、医師の確保が困難な一定の地域について、派遣後の業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受けることを条件として、当該地域に所在する病院・診療所等に対する医師の派遣を認める。 【平成17年度中に方針を決定】 | 厚生労働省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 結論 | 所管省庁 |
|----|----------------------------|---|---|-------|
| 5 | NPO法人によるIRB(治験審査委員会)設置の可能化 | 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 | <p>提案を実現する方向で、治験審査委員会の設置主体としてふさわしいNPO法人の要件の策定、自施設以外の治験審査委員会に代替できる条件の緩和、治験審査委員会を共同IRBと施設IRBのいわゆる2階建てとすることについて認める際の条件設定について、治験のあり方に関する検討会における議論を踏まえつつ検討を行う。については平成17年中に方針を決定する。ただし、については治験審査委員会の本質に関わる問題であり、より慎重な議論が求められることに留意し、平成17年度中に方針を決定するよう努める。その上で、方針が決定次第速やかに措置する。</p> <p>【、については平成17年中に方針を決定。については平成17年度中に方針を決定するよう努める。】</p> | 厚生労働省 |
| 6 | 士業の労働者派遣の容認 | 公認会計士 公認会計士法第47条の2等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づき公認会計士を労働者派遣することについては、派遣元が監査法人(公認会計士を含む。)以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる公認会計士が公認会計士法第2条第1項に規定する業務を行わない場合には、容認することとし、平成17年度中に所要の措置を講ずる。なお、公認会計士が、公認会計士法第2条第3項の規定により、監査証明に補助者として従事する業務は、同条第1項に規定する業務に該当することに留意する。</p> <p>【平成17年度中に措置】</p> | 金融庁 |
| 7 | | 弁理士 弁理士法第75条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | <p>弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に応ずること(いわゆるコンサルティング)に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認めることとし、平成17年度中に所要の措置を講ずる。</p> <p>当該弁理士の労働者派遣事業については適正に実施されるようコンサルティング業務の範囲の明確化(個別事案に係るものを除外)、守秘及び利益相反行為防止の徹底の措置を講ずる。</p> <p>【平成17年度中に具体的結論を得て措置】</p> | 経済産業省 |

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 結論 | 所管省庁 |
|----|---------------------------|--|--|-------|
| 1 | 市町村における基本構想策定義務の廃止 | 地方自治法第2条第4項 | <p>市町村の基本構想については、市町村における地方自治の推進や市町村議会の活性化といった観点も含め、その在り方について、幅広く検討を行う。</p> <p>また、基本構想は、現行法令上、その内容・期間、策定体制に関する規制はないにもかかわらず、これらの点につき、市町村に対して十分に周知されていない状況を踏まえ、平成17年度中に、市町村が基本構想の内容を自由に策定できることについて全国の市町村に周知を図るよう措置する。</p> <p>【市町村への周知について、平成17年度中に措置】</p> | 総務省 |
| 2 | 外国歯科医師による教授を目的とした歯科診療の可能化 | 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律第2条第3号 | <p>来年4月から義務化される歯科医師臨床研修制度に係る検討を見ながら、診療所について外国人歯科医師臨床修練制度の対象施設要件の設定の可否を検討する。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p> | 厚生労働省 |

| 番号 | 事項名 | | 規制の根拠法令等 | 結論 | 所管省庁 |
|----|-------------------------------|------|---------------------------|--|-------|
| 3 | 先買い制度により取得した用地の売却等処分にかかる制限の撤廃 | | 公有地の拡大の推進に関する法律 | <p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買い制度により取得された土地については、事業の廃止等により買い取り目的が失われた場合において、用途制限の見直しを図るための検討を行う。なお、検討に当たっては、長期間保有されている土地の状況を踏まえて、当該土地の転用に対するニーズに沿った制度改正を行うため、地方公共団体等における実態の把握を早急に行う。</p> <p>また、現行制度の中でも対応が可能なものについて、上記の検討と併せて、以下の内容を17年度中に措置する。</p> <p>利用可能な用途について、過去の事例等の周知を図る 相談窓口を設置して個別の事案に即したきめ細かい助言を行う</p> <p>「代替地情報提供システム」の積極的な活用を図るための措置を行う</p> <p>【用途制限の見直しの検討については、平成17年度中に結論を得る。現行制度の中でも対応が可能なものについては、平成17年度中に措置】</p> | 国土交通省 |
| 4 | 士業の労働者派遣の容認 | 行政書士 | 行政書士法第19条等労働者派遣事業関係業務取扱要領 | <p>行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務に関し、行政書士又は行政書士法人が他の行政書士又は行政書士法人を派遣先とする行政書士の労働者派遣を行うことについて、法制的及び実務的な課題の検討並びに行政書士の労働者派遣に対するニーズの検証を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p> | 総務省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 結論 | 所管省庁 |
|----|--------------|--|---|-------|
| 5 | 弁護士、外国法事務弁護士 | 弁護士法第72条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | <p>弁護士法第3条に規定する業務に関し、弁護士法人が他の弁護士又は弁護士法人を派遣先とする弁護士(外国法事務弁護士を含む。)の労働者派遣を行うことについて、弁護士法人の立法趣旨等との整合性の問題も含め、今後ニーズを調査した上で検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p> | 法務省 |
| 6 | 司法書士、土地家屋調査士 | 司法書士法第2条等 土地家屋調査士法第2条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | <p>司法書士法第3条に規定する業務に関し、司法書士法人が他の司法書士又は司法書士法人を派遣先とする司法書士の労働者派遣を行うことについて、司法書士法人の立法趣旨等との整合性の問題も含め、今後ニーズを調査した上で検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>また、土地家屋調査士法第3条に規定する業務に関し、土地家屋調査士法人が他の土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人を派遣先とする土地家屋調査士の労働者派遣を行うことについて、土地家屋調査士法人の立法趣旨等との整合性の問題も含め、今後ニーズを調査した上で検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p> | 法務省 |
| 7 | 税理士 | 税理士法第52条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | <p>税理士法第2条第1項及び同条第2項に規定する業務に関し、派遣元と派遣税理士との雇用関係に基づく指導監督権限が当該業務に及ばないことが担保される場合には、税理士又は税理士法人が派遣元となる場合を除き、税理士又は税理士法人を派遣先とする税理士の労働者派遣を認めることについて検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p> | 財務省 |
| 8 | 社会保険労務士 | 社会保険労務士法第27条等 労働者派遣事業関係業務取扱要領 | <p>社会保険労務士法第2条に規定する業務に関し、社会保険労務士法人が他の社会保険労務士又は社会保険労務士法人を派遣先とする社会保険労務士の労働者派遣を行うことについて、社会保険労務士法人の立法趣旨等との整合性の問題も含め、今後ニーズを調査した上で検討を行い、平成17年度中に結論を得る。</p> <p>【平成17年度中に結論を得る】</p> | 厚生労働省 |